

# 伊丹市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣する高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（以下「事業」という。）を行うことによつて、これらの者が地域との交流を深め、自立して安全かつ快適な生活が営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。

## （事業の委託）

第2条 事業は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団に委託して実施する。

## （事業対象者）

第3条 事業対象者は、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦の一方が60歳以上であれば足りる）又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯で次のいずれかに該当する者とする。

（1）自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる者

（2）住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者  
2 前項の規定にかかわらず、市長が住宅需要に鑑み特に必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者（以下「障害者等」という。）の単身世帯、障害者等のみからなる世帯、障害者等とその配偶者のみからなる世帯又は障害者等と60歳以上の高齢者若しくは高齢者夫婦のみからなる世帯であつて、独立して生活するには不安があると認められるが、自炊が可能な程度の健康状態である者を対象者とすることができる。

（1）障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2

条第1号に規定する障害者で，その障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ，それぞれアからウまでに定める程度である者

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で，恩給（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

（事業内容）

第4条 事業の内容は，次に掲げるものとし，生活援助員により，必要に応じて行うものとする。

(1) 生活指導・相談助言

- ( 2 ) 安否の確認
- ( 3 ) 一時的に必要なとする家事援助（調理，衣類の洗濯，掃除，整理整頓，その他必要な家事）
- ( 4 ) 緊急時の対応
- ( 5 ) 関係機関等との連絡・調整
- ( 6 ) 各種行事の開催
- ( 7 ) その他日常生活に必要な援助  
（費用負担の決定）

第 5 条 入居者は，別表に掲げる費用負担基準により生活援助員派遣に要する費用を負担するものとする。

（生活援助員の要件）

第 6 条 事業を行う生活援助員は，次の各号に掲げる資格要件を満たす者とする。

- ( 1 ) 心身ともに健全であること
- ( 2 ) 高齢者福祉に関し理解と熱意を有すること
- ( 3 ) 高齢者の生活指導・相談，家事，緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること

2 生活援助員は入居者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし，正当な理由なく，その業務で知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 生活援助員は，介護支援センター，介護保険施設，または，通所介護等事業者の職員であって市が適当と認めた者とする。

（生活援助員の勤務形態）

第 7 条 生活援助員の勤務形態は，次のとおりとする。

- ( 1 ) 生活援助員は，高齢者世話付住宅内に設置された生活援助員用住宅に住み込み，または，L S A 室の通いとする。
- ( 2 ) 勤務時間

月曜日から金曜日まで午前9時から午後5時30分まで

(3) 勤務を要しない日

(ア) 土曜日・日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長が必要と認めるときは，前項の勤務時間及び休業日を変更することができる。

(生活援助員の研修)

第8条 生活援助員に対し，採用時及びその後年1回以上，業務に必要な基礎的知識及び技術に関する研修を実施するものとする。

2 生活援助員は，事業の果たすべき重要性に鑑み，あらゆる機会をとらえ，自己研鑽に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 生活援助員相談は，事業の実施に当たり，必要に応じ地域との連携を図るとともに，ホームヘルパーの派遣，デイサービス事業等を活用するなど保健・福祉の関係機関との連携を図るものとする。

(状況報告書の提出)

第10条 事業に係る適正かつ積極的な運営を確保するため，相談内容，処理顛末等について，定期的に報告書の提出を求めることとする。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか，事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 9 月 1 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

## 費用負担基準

利用者世帯の階層区分		入居者負担額 (1ヶ月当たり)
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900円